



宮労基発0216第4号  
令和4年2月16日

関係機関・団体の長 殿

宮城労働局労働基準部長  
(公印省略)

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業や石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業において、様々な剥離剤が使用されていますが、剥離剤に含まれる化学物質への引火による火災や、吸入による中毒事案が頻発している状況にあり、原因物質の中には、特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則などの法令による規制の対象となっていない物質も含まれています。

このため、厚生労働省では、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、別紙のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、別紙の事項を関係事業場及び傘下の会員事業場等に対して添付のリーフレットを活用する等により周知いただきますとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ベンジルアルコールは令和3年1月1日からラベル表示・SDS（安全データシート。化学物質の危険有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。）交付及びリスクアセスメントの実施の対象となっていることにご留意ください。

また、当局ホームページに周知用のリーフレット等の関連情報を掲載しますので、周知にあたりご活用下さい。

【宮城労働局ホームページ】

トップページ

→ 『健康と安全「Safework」はこちらから』※伊達政宗の写真右にあるバナー

→ 健康安全課からのお知らせ（イベント・制度改正情報等）

→ 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

【URL】

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200820\\_miyagi\\_syakaihuku\\_sinoannzenn\\_00004.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200820_miyagi_syakaihuku_sinoannzenn_00004.html)

担当  
労働基準部健康安全課  
労働衛生専門官 塩沼  
電話番号 022-299-8839